主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録 を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月二九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判官
 井
 上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介

裁判長裁判官長谷川太一郎は差支えのため署名押印することができない。

裁判官 井 上 登